

令和5年第2回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第2号～報告第7号 (降壇)
- 2 議案第30号～議案第36号
- 3 諮問第2号～諮問第3号 (降壇)

令和5年6月5日提出

伊佐市長

令和5年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告第2号から報告第7号までについて説明申し上げます。

まず、報告第2号から報告第5号までの「専決処分の報告」について説明申し上げます。

これら4件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長の専決事項に指定された1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号につきましては、伊佐市大口里1451番地1付近の市道において、市職員の運転する公用車が、左側道路から本線に進入してきた車両と側面衝突した際、破損した双方の車両の破片が飛散し、対向車線を走行中の相手方車両の右前方を破損したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を10パーセントとし、相手方に1万5,217円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第3号につきましては、始良市平松4951番地1付近の県道において、市職員の運転する公用車が、右側道路から本線に進入してきた相手方車両の前方と右側前方衝突し、双方の車両が破損したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失割合は、市を15パーセントとし、相手方に13,650円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第4号につきましては、大口中央交番付近の丁字路において、市職員の運転する公用車が、信号待ちのため停車していた相手方車両の後方部に追突し、双方の車両が破損し、相手方車両の運転者が負傷したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失の割合は、市を100パーセントとし、損害賠償として車両所有者に193,822円、運転者に120,183円の合計314,005円を相手方に支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第5号につきましては、鹿児島空港県営駐車場敷地内において、市職員が公用車を駐車するために後退させた際、相手方車両の右前方部に接触し、双方の車両が破損したものです。

損害賠償の額及び和解の内容といたしまして、事故の過失の割合は、市を100パーセントとし、損害賠償として相手方に149,462円を支払うことをもって、以後市と相手方の双方は、本件事故に関し異議を申し立てないことを確約するものであります。

次に、報告第6号「令和4年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、農村情報連絡施設管理事業ほか27事業の総額8億9,774万4千円のうち7億4,479万2千円を令和5年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第7号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第28期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

令和5年3月末の給湯先件数は、昨年度比較で1件減の15件で給湯量は、毎分725リットルであります。

業績につきましては、2ページをお開きください。

まず、資産の部は、流動資産に預金387万9,319円及び売掛金3万3千円の合計391万2,319円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用10万円、未払法人税等7万2千円及び預り金7万1千円、資本金に300万円、剰余金に前期繰越利益67万9,466円、当期純利益マイナス1万147円の合計391万2,319円であります。

次に、3ページの損益計算書について説明申し上げます。

営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で196万6,800円であり、これから売上原価166万8,993円及び一般管理費23万6,999円を差し引いた営業損益は6万808円の黒字になります。

この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は6万853円となり、これから法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益は、マイナス1万147円となり、前期繰越損益を加えた当期末処分利益は、66万9,319円であります。

次に、4ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。

資本金は、伊佐市と住友金属鉱山株式会社が30株ずつの計60株保有しております。一株5万円であります。

繰越利益剰余金の当期末残高は66万9,319円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、366万9,319円となります。

次に、第29期事業計画書の1ページをお開きください。

第29期事業計画書について説明申し上げます。

売上高は194万3千円を見込んでおります。

原価計は167万円、一般管理費は23万8千円、営業利益は3万5千円となり、これに法人税及び住民税等7万1千円を差し引いた当期利益はマイナス3万6千円を見込んでおります。

今後も厳しい経営が予想されますが、引き続き経費の一層の節減を図るよう努めてまいります。

以上で報告6件の説明を終わります。

——— 降 壇 ———

議案第30号から議案第36号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第30号から議案第34号までの「専決処分の承認を求めること」について説明申し上げます。

議案第30号は、「伊佐市税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、現下の経済情勢等を踏まえ、軽自動車税の環境性能割の税率区分及び種別割に係るグリーン化特例の見直し、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化ほか、税負担軽減措置等の整理合理化などの所要の改正を行ったものであります。

議案第31号は、「伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の対象となる介護保険料の令和5年度以降における取扱いについて所要の改正を行ったものであります。

議案第32号は、「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分したものであります。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令などが令和5年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の負担の公平性の確保を図るため、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額や低所得者に対する

保険料の軽減措置に係る所得判定基準を見直すなどの所要の改正を行ったものであります。

議案第33号は、「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、奨学金の貸付経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、国の施策によるマイナポイント付与期間の延長に伴い会計年度任用職員の報酬等に要する経費について追加の措置を講じ、土木費につきましては、建築工事設計積算システムのライセンス追加に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、奨学金の貸付申込者の増加に伴い、奨学金貸付金に要する経費について追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億7,546万2千円とするものであります。

議案第34号は、「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）」を専決処分したものであります。

今回の補正は、民生費につきまして、国の施策である「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金をもって充当し、繰入金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,402万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億948万4千円とするものであります。

この5件につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号「令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金関連経費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

議会費につきましては、台湾との友好交流訪問事業に伴い議長の旅費について新たに措置し、総務費につきましては、伊佐市中小企業防災対策促進条例に基づき、市内立地企業の防災対策事業を支援する経費について新たに措置しております。

民生費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金関連経費として、低所得者世帯を支援する経費について新たに措置し、衛生費につきましては、産科医療体制の確保を支援する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣対策として電柵シートの設置を支援する経費について新たに措置し、商工費につきましては、曾木の滝公園芝生広場の整備に要する経費及び十曾青少年旅行村の指定管理委託に要する経費について新たに措置しております。

消防費につきましては、第14分団及び第15分団の統合の予定に伴い、詰所新設工事に要する経費について追加の措置を講じ、教育費につきましては、湯之尾校区集会施設の玄関改修に要する経費について新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,726万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億3,675万1千円とするものであります。

このほか、債務負担行為において、十曾青少年旅行村運営事業（指定管理委託）について新たに措置しております。

次に、議案第36号「十曾青少年旅行村の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、3者の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、答申を得たところであります。

この答申に基づき、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間を指定管理期間とし、J P T ・ T o u r s ・ J a p a n 株式会社を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在、人権擁護委員であります内山和行氏及び町田まり子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

内山氏は平成30年から、町田氏は令和3年から人権擁護委員を務めておられ、共に人格及び識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案7件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———